

28年度地域材利用拡大緊急対策事業(広葉樹材の活用によるしいたけ生産支援対策)に関するQ&A

2016/12/15

	質 問	回 答
1	27年度事業と28年度事業の相違点はどこですか。	<p>27年度事業では生産性の向上の取組(新たにしいたけ生産を行う者も含む)と品質向上の取組とに分かれていますが、28年度事業ではこの二つを統合して①生産性向上や品質向上の取組みとし、また、新たに原木しいたけ生産を行う者を対象にして②新たに原木しいたけ生産を始める取組みとしています。</p> <p>27年度事業においては、「生産性向上の取組」では、基準年の植菌原木本数に対して増加した分のみを原木・種駒の助成対象とし、「品質向上の取組」については、取組の対象とする原木・種駒のすべてを助成対象としています。28年度事業では、生産性向上・品質向上どちらについても、その取組の対象とする原木・種駒すべてが助成対象となります。なお、新規に原木しいたけ生産を始める者については、27・28年度事業ともに、新規に導入する原木・種駒すべてが助成対象となります。</p>
2	本事業における達成すべき目標(指標)は何ですか。	<p>今回、達成すべき指標について規定はされておきませんが、【事業計画提案書の記載例】にあるとおり、事業計画提案書等の「事業の成果」(事業実施によって得られる効果を記載)欄に、しいたけ生産量や地域材活用量など、具体的に見込まれる成果の数量を記載していただき、実績報告書において最終成果を報告していただくこととなります。</p>
3	今回の事業は生しいたけ生産者も対象になるのでしょうか。	<p>この事業は原木を活用したいたけ生産により、地域材の活用を促進しようとするものであり、乾しいたけ、生しいたけとも対象となります。</p>
4	公募要領2.(1)アでは、原木・種駒助成は「植菌本数」がベースですが、種駒だけの助成は可能ですか。	<p>種駒のみでの助成も可能です。</p>
5	公募要領2.(6)では、「事業実施期間について平成29年3月10日まで」、とありますが、本事業は「生産資材の導入経費への支援」であることから、ここで言う「事業完了」の時点とは、「生産資材の導入が完了した時点(資材の納品等が確認できた時点)」との認識で宜しいでしょうか。	<p>植菌まで終了したうえで、確認のため現地の写真を実績報告書に添付することになります。</p>
6	全体として、申請時の数量に変更があった場合(特に減少した場合)、どのような時期に、どのような処理を行ったらよいでしょうか。	<p>交付規程第12条に基づき、交付申請書の内容に変更が生じた場合、あるいは取り止めになった場合には、様式第11号によりその理由と共に変更申請書を速やかに日特振に報告してください。</p>
7	助成金交付規程の別紙、1.「生産資材導入費の消費税の扱い」について、金額を証明するものは支払行為が完全に終了しているものになるのでしょうか。	<p>消費税の扱いについては、額が明らかな場合は減額して申請(実施報告)してください。交付申請時に消費税額が明らかでない場合は、含んだ額で申請(実施報告)していただきますが、事業実施主体によっては、消費税及び地方消費税の申告により「仕入れに係る消費税相当額」が確定した後、助成金の返還が生じる場合があります。なお、金額を証明するものは、領収書等支払いが確認できるものになります。</p>
8	助成金交付規程第8条第3項の規定に基づき、『事業実施報告書(様式第6号)』を提出した後、様式第7号により『地域材利用拡大緊急対策事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書』を提出することになっていますが、どういうことでしょうか。	<p>実績報告書を提出する際に消費税額が確定している場合、その額を減額して報告する必要があり、消費税額が確定していなかった場合、事業実施主体によっては、消費税及び地方消費税の申告により「仕入れに係る消費税相当額」が確定した後、助成金の返還が生じる場合がありますので、様式第7号にて報告していただく必要があります。</p>